

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月二十

九日とすること。